

令和7年度 福井県子どもの読書活動推進会議

日時：令和8年3月17日(火)

10:30~12:00

場所：県庁11階 教育委員会室

1 開 会

2 議 事

(1) 事務局説明

- 第4次福井県子どもの読書活動推進計画の概要について
- 令和7年度子どもの読書活動推進の取組状況等について

(2) 意見交換

3 閉 会

<資料>

- ・ 会議次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席図
- ・ 福井県子どもの読書活動推進会議開催要綱
- ・ 第4次福井県子どもの読書活動推進計画(概要版)……………

資料1

- ・ 令和7年度子どもの読書活動推進の取組状況……………

資料2

- ・ 子どもの読書活動の状況……………

資料3

- ・ 読書関連統計……………

資料4

- ・ 福井県内子どもの読書活動推進計画の策定状況……………

参考資料1

- ・ 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要…

参考資料2

令和7年度 福井県子どもの読書活動推進会議 出席者名簿

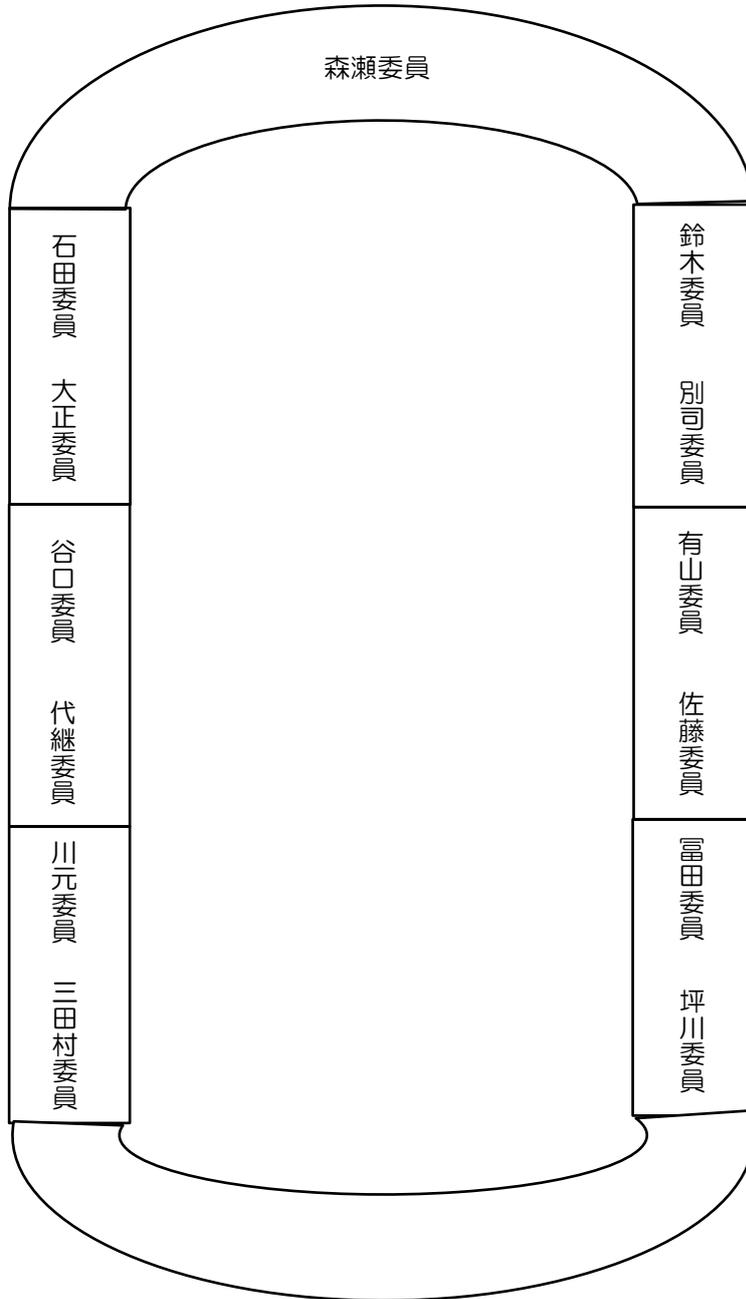
<委員>

		氏名	現職等	備考
学識経験者	1	もりせ あきら 森瀬 明	福井新聞社執行役員 論説主幹	
	2	すずき ともこ 鈴木 智子	仁愛大学人間生活学部 子ども教育学科 教授	
	3	べっし よしこ 別司 芳子	児童文学作家 日本児童文学者協会 日本児童文芸家協会会員	
	4	ありやま ゆみこ 有山 裕美子	滋賀文教短期大学 国文学科 准教授 文部科学省「令和4年度子供の読書活動推進に関する有識者会議」委員	
経済団体関係者	5	さとう ひろたか 佐藤 宏隆	福井商工会議所青年部 監事 有限会社詩季 代表取締役社長	
社会教育関係者	6	とみた みわ 富田 美和	福井県PTA連合会参与	
	7	つぼかわ さちこ 坪川 祥子	いちのすけ文庫主宰 (福井市つばき児童館内)	
	8	みたむら えつこ 三田村 悦子	元守山市立図書館長、元越前市立図書館職員 滋賀文教短期大学 国文学科非常勤講師 紫ゆかりの館(紫式部と国府資料館)館長	
幼児教育関係者	9	かわもと ひろえ 川元 博工	福井県民間保育連盟女性部長 認定こども園木の実 園長	
学校関係者	10	よつぎ かなえ 代継 香苗	福井県学校図書館協議会副会長 小学校部会長 福井市殿下小学校長	
	11	たにぐち なおゆき 谷口 直之	福井県学校図書館協議会副会長 中学校部会長 福井市足羽中学校長	
	12	たいしょう くにこ 大正 公丹子	福井県学校図書館協議会会長 高等学校部会長 武生商工高等学校長	
行政関係者	13	いしだ やよい 石田 弥生	若狭町立図書館長	

<事務局>

1	ふじまる のぶかず 藤丸 伸和	福井県教育長	
2	し お たけあき 志尾 武章	県教育庁 生涯学習・文化財課長	
3	ふじもと こうき 藤本 耕基	県教育庁 生涯学習・文化財課参事	
4	たなか さとみ 田中 智美	福井県立図書館 総括司書	
5	つじさき ちひろ 辻崎 千尋	県教育庁 高校教育課主任	
6	つぼかわ ゆい 坪川 由依	県教育庁 義務教育課主任	
7	よしかわ ちづる 吉川 千鶴	県教育庁 生涯学習・文化財課主任	
8	くぼ みお緒 久保 美緒	県教育庁 生涯学習・文化財課主査	

和7年度 福井県子どもの読書活動推進会議 座席図



吉川主任	志尾課長	藤丸教育長	藤本参事
------	------	-------	------

久保主査	田中総括 司書	辻崎 主任	坪川 主任
------	------------	----------	----------

出入口

県庁11階 教育委員会室

福井県子どもの読書活動推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 「福井県子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、子どもが自主的に楽しく読書に親しむ環境づくりを目的として、子どもの読書活動に関する施策を計画的に推進するため、福井県子どもの読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、子どもの読書活動に関する施策を計画的に推進するため、次の事項について検討するとともに、専門的な指導・助言等について協議する。

- (1) 家庭、地域および学校における子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 子どもの読書活動推進事業の企画立案および運営に関すること。

(委員)

第3条 推進会議は、15人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、社会教育関係者、学校関係者その他子どもの読書活動にかかわりの深い者のうちから教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任されることを妨げない。

(会長および副会長)

第4条 推進会議に、会長および副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 推進会議は、会長が必要であると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育庁生涯学習・文化財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月28日から施行する。